

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2022年4月15日 No. 219

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentu@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>

健康保険法制定 100 周年の年に 国民皆保険の意義を考える

国民皆保険制度——。これはわが国の住民が何らかの公的医療保険に加入する制度です。同制度は国民健康保険が全国で整備された1961年から始まり昨年60周年を迎えました。これにより誰もがいつでもどこでも1~3割の自己負担で保険医療機関を受診することができます。当たり前のように思えるかもしれませんが、実は世界でも類をみない画期的な仕組みなのです。同制度が戦後、国民の健康状態の向上に大きく寄与し、短時間で平均寿命を世界のトップレベルに押し上げたといっても過言ではありません。

公的医療保険は、サラリーマンや公務員等が加入する被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合等）、自営業者や年金受給者等が加入する国民健康保険の2つに大別され、それとは別に75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度があります。このうち、健保組合、協会けんぽの設立や事業等に関する根拠法が健康保険法です。制定されてから今年で100周年を迎えます。



健康保険法は1922（大正11）年4月22日に公布された古い法律です。同法により設立された健保組合は労使協調の下、その業務は単に医療費の支払いのみでなく、ウォーキング大会や健康教室の開催、健康診断や人間ドックの実施等加入者の健康の維持・増進を図るための事業を行うことで、わが国における健康長寿社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

100年の間、特にこの数十年は少子高齢化が急速に進み、バブル崩壊後の長引く経済停滞など大きく社会・経済の環境が様変わりしました。その結果、増大し続ける高齢者の医療費を支援する現役世代の負担が急増し限界に達しようとしています。

この状況が今、国民皆保険制度の足元を危うくしています。制度の根幹を維持しつつも現状に沿った思い切った改革を早急に行う必要があります。一度崩壊してしまった制度を再構築するのは至難の業です。この100周年の年に国民皆保険の意義を改めて考えてみてはどうでしょう。

「すこやか健保 2022年4月号」（健康保険組合連合会 2022年4月1日発行）

無断転載を禁ずる

● 育児休業期間中の保険料免除要件が見直されます

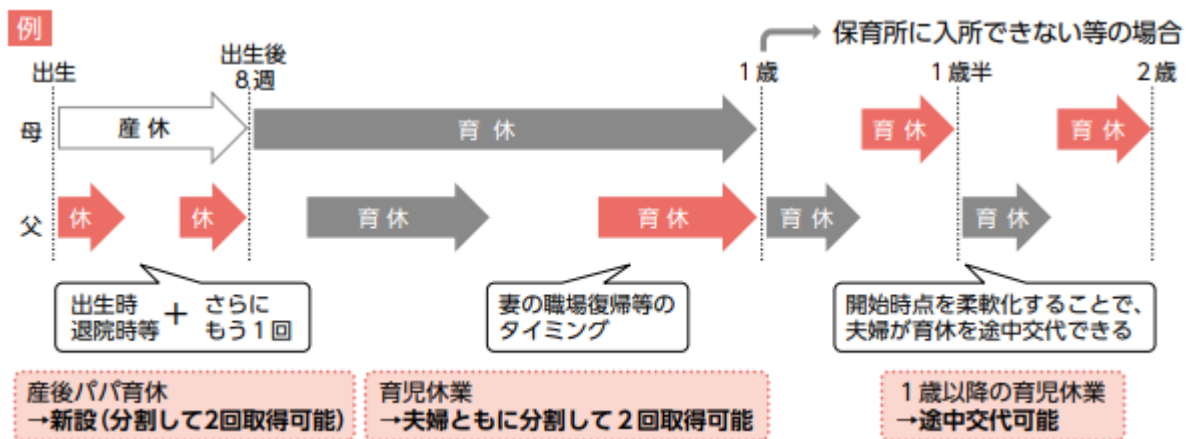
同月内に2週間以上の育児休業で免除に ～令和4年10月から～

- 育児休業制度が改正されました（令和4年4月1日から段階的に施行）
 出生時育児休業の創設と育児休業の分割取得・柔軟化をはかることで、育児休業等取得者の申出契機増加を目的としています。

令和4年10月1日施行

産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
 育児休業の分割取得 就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可



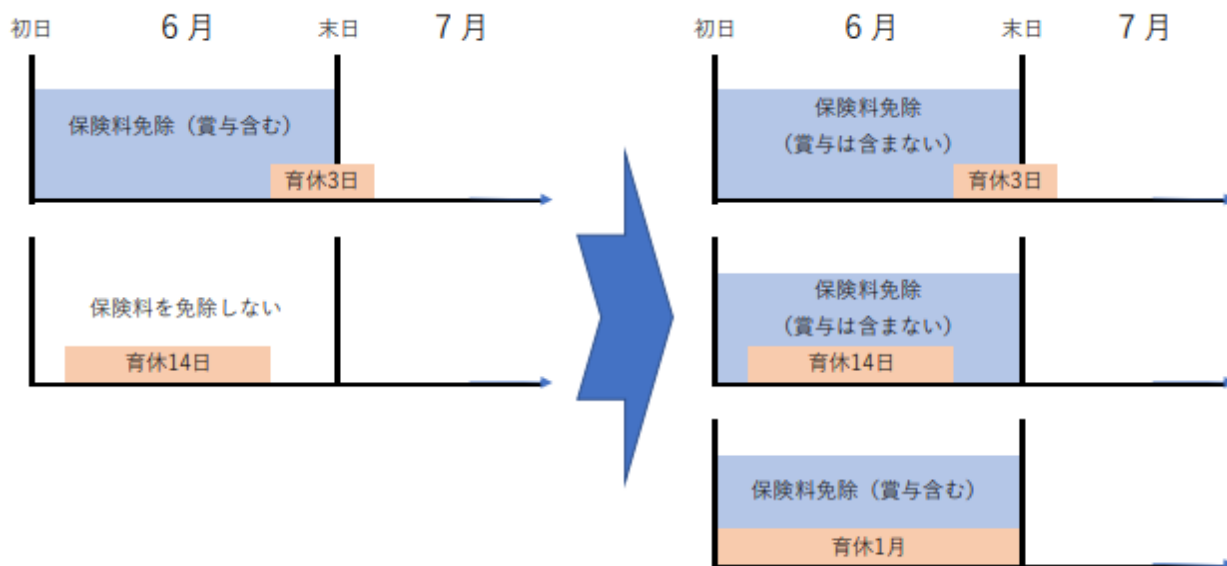
- 育児休業等期間中の保険料の免除要件が見直されます（令和4年10月から）

改正前はその月の末日が育児休業期間中である場合のみ保険料が免除されていましたが、改正後はそのことに加えて、同月内に14日以上育児休業等を取得した場合であっても当該月の保険料を免除します。（改正後は賞与に係る保険料は要件が変わります）

なお、賞与に係る保険料については、連続して1月を超える育児休業等を取得している場合に限り、免除の対象とすることとします。

【改正前】

【改正後】



改正後の届出等の取り扱いについては次のとおりです。

- ・施行日（令和4年10月1日）以後に開始した育児休業等について適用する。
- ・保険料免除の基準に該当しない育児休業等について、育児休業等の取得届出を提出する必要はない。なお同月内に取得した複数の育児休業等の日数を合算することにより免除基準に該当することとなった場合は、該当した時点で育児休業等の取得届出を提出する。

「14日の要件について」

- ・14日の要件による免除の仕組みは、開始日と終了予定日の翌日が同一月に属する育児休業等についてのみ適用する。
- ・同一月内に育児休業等が複数ある場合、合算して14日以上であれば（休業は連続していなくても可）、当該月の保険料を免除する。なお、合算は同一月に属する育児休業等についてのみ行い、「前月以前から取得している育児休業等」の日数については合算の対象としない。

「賞与にかかる要件について」

- ・連続して1月超の育児休業等については、従来通り月末時点で育児休業等を取得しているかどうかで保険料免除を判断するため、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与に係る保険料を免除することとなる。
- ・賞与保険料の免除の基準となる「1月超」については、暦日で判定することとしており、土日等の休日であっても育児休業等期間の算定に含まれる。
- ・土日等の休日や有給休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回の育児休業等を取得していた場合は、実質的に連続して育児休業等を取得しているため、1つの育児休業等とみなすものとする。

● 三井住友銀行口座振替の一部変更について

これまでは口座振替による保険料の領収書は、三井住友銀行の領収印を押印したものが三井住友銀行から送付されていましたが、3月分保険料（5月2日振替分）から当健康保険組合が領収確認した旨の領収書を当健康保険組合から送付することとします。

なお、領収書については翌月の保険料納入告知額通知書と共に送付いたします。

また、新規に三井住友銀行での口座振替を実施する場合は、健康保険料口座振替依頼書を銀行には提出せず、直接健康保険組合に3部とも送付してください。

● コロナ禍でも健康診断を受けましょう

○ コロナ禍でも健診は重要です（受診控えは健康リスクを高めます）

健診を受ける医療機関や健診会場では、体温測定や消毒、換気を行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に努めています。

受診の前には、体温を測定するなど体調に問題がないか確認してお出かけください。

また、マスクの着用や健診前後の手洗いなど、感染症対策をおこなってください。

なお、健康診断は、前日から食事・飲酒などにいくつかの制限があります。

健診機関から示された注意事項を守るようにしていただき、必ず受診前の3.5時間は飲食をしないようにしてください。



○ 健康診断と合わせてがん検診を受けましょう

日本対がん協会の発表によると、5大がん検診（胃がん、肺がん、乳がん、大腸がん、子宮がん）の受診状況は、2019年と比較して2020年は▲27.4%、2021年は▲10.3%となっています。

早期で見つけれれば、がんは決して怖い病気ではありません。

「精密検査が必要」と判定されたら早期がんを見つけられるチャンスと考え、自分のため、そして心配してくれる周りの人のためにも、精密検査を受けるようにしましょう。

健康保険組合ではがん検診の自己負担について3,000円を上限に補助をおこなっています。

また、お住いの自治体でも住民のためのがん検診を実施しており、無償で受けられる場合もありますので、ホームページや広報紙をご確認ください。

○ 40歳以上の方は特定健康診査

健康診断は普段の生活の中では気付きにくい、身体の変調を発見し、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の重症化を防ぐことや、「がん」の早期発見につながる大切な機会です。

中でも、特定健康診査はメタボリックシンドロームに重点を置いた健康診断で、40歳～74歳の被保険者および被扶養者を対象とした健康診断です。

「メタボぐらいで…」と侮ってはいけません。内臓脂肪の蓄積とともに、高血圧、高脂血が重なってくると動脈硬化が進み、血管病（心筋梗塞や脳梗塞）の危険性が高まり、命にかかわる問題になります。

被保険者の方は、事業所で実施している一般健康診断に特定健康診査として必要な項目を加えた健診結果の提供を受けることで、特定健康診査を実施したこととし保健指導などに活用しています。

○ 40歳以上の被扶養者の方には、特定健康診査の受診券を令和4年5月25日にお送りする予定です

被保険者の方は事業所で定期健診を受ける機会がありますので、すべての方が健診を受けておられます。

被扶養者の皆さんは少し手間をおかけすることになりますが、ご自身で予定を立て、健診機関を選んで申し込みが必要です。

事業主様、被保険者様には、ご家族の健康チェックのためご協力をお願いします。

健康保険組合の現況について 第5回

今回は疾病別、性・年齢別の医療費についてご報告させていただきます。

2020年度の医療費総額は1,444.2百万円、そのうち最も医療費がかかった疾患は、新生物で総医療費の14.2%を占めています。

上位8疾患医療費推移(2018-2020)



性別、年代別の医療費を見てみると

男性では、0歳台で先天性から新生物へ、10歳台で呼吸器系から中毒など外因へ、30歳台で歯科から新生物へ、40歳台で循環器系から歯科へ変化しています。

女性では、10歳台で新生物から歯科へ、30歳台で歯科から妊娠関連へ、40歳台で歯科から循環器系へ、60歳台で筋骨格系から新生物へ、70歳台で循環器系から新生物へ変化しています。

性・年代別 医療費がかかっている疾患の変化(2019-2020)

		0歳台	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	
男性	1位	2020	新生物	中毒など外因	歯科	新生物	歯科	循環器系	循環器系	循環器系
		22.6%	19.1%	26.0%	40.5%	15.6%	16.0%	23.6%	25.1%	
	2019	先天性	呼吸器系	歯科	歯科	循環器系	循環器系	循環器系	循環器系	
		24.3%	20.6%	22.7%	18.1%	22.2%	17.8%	25.0%	37.1%	
	2位	2020	呼吸器系	歯科	呼吸器系	精神系	代謝系	代謝系	新生物	代謝系
		21.6%	18.7%	16.9%	15.7%	14.2%	14.1%	20.5%	12.2%	
2019	呼吸器系	歯科	呼吸器系	精神系	新生物	新生物	新生物	新生物		
	23.8%	16.6%	17.9%	15.0%	13.1%	16.2%	21.7%	16.5%		
女性	1位	2020	呼吸器系	歯科	神経系	妊娠関連	循環器系	新生物	新生物	新生物
		24.3%	18.9%	36.0%	22.0%	18.5%	14.6%	18.9%	26.9%	
	2019	呼吸器系	新生物	神経系	歯科	歯科	新生物	筋骨格系	循環器系	
		23.8%	17.3%	35.3%	17.3%	19.8%	18.4%	16.9%	33.9%	
	2位	2020	歯科	皮膚系	歯科	歯科	歯科	歯科	循環器系	筋骨格系
		15.9%	11.2%	12.0%	15.6%	18.2%	13.9%	13.6%	18.3%	
2019	先天性	歯科	歯科	泌尿器系	新生物	神経系	新生物	泌尿器系		
	23.3%	15.5%	11.0%	14.9%	16.4%	13.8%	11.9%	11.4%		

● 家庭常備薬の夏季有償斡旋のご案内書を送付します。

家庭常備薬の夏季有償斡旋のご案内書は、令和4年5月12日（木）に、委託業者（株式会社あまの創健）から事業主様宛に送付する予定です。到着しましたら、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、各被保険者に配布していただきますようお願いいたします。

各被保険者への案内書の配布をはじめ、申込書の取りまとめ・健康保険組合への送付、商品の受領・配付、代金の徴収・納付と大変お手数をお掛けしますが、よろしくお願ひします。

- 令和4年度 家庭常備薬の夏季有償斡旋事業実施日程（予定）
 - ・ 案内書発送 令和4年5月12日（木）
 - ・ 申込締切日 被保険者から取りまとめ担当者へ 令和4年5月27日（金）
担当者から健康保険組合へ 令和4年6月3日（金）
 - ・ 商品発送 令和4年7月8日（金）

● 証更新にご協力いただきありがとうございました。

令和4年2月1日、新たな被保険者証をお送りさせていただき、旧の被保険者証の回収と返却をお願いさせていただいたところです。

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

仕事の都合からすべての被保険者、被扶養者の被保険者証の回収が困難な事業所様もあるかと思ひます。

回収と返却の際は、旧の被保険者証は、配付した新しい被保険者証台紙の同じ位置に貼り付けて台紙ごと回収していただき、健康保険組合に返却していただくよう引き続きご協力の程よろしくお願ひいたします。

なお、旧の被保険者証を紛失している場合は、「健康保険被保険者証滅失届」を提出してください。

● 保健事業のご案内

- 健康ウォーキング運動を廃止して、新たに WEBGYM「ウェブジム」（東急スポーツオアシスのアプリを利用）を導入します

スマートフォンのアプリを使って短時間のエクササイズから、スタジオでのレッスン動画まで幅広いメニューが用意されています。

詳しくは令和4年5月下旬にご自宅へお送りする「令和4年度保健事業のご案内」にチラシを同封しますので、ご参照ください。

運動系の保健事業はこれまで健康ウォーキング運動にチャレンジしていただきましたが、より幅広い皆さまへの運動機会のご提供を目指して新メニューを採用いたしました。

WEBGYM



● ホームページの新着情報

当健康保険組合のホームページの新着情報をご案内します。

○ 「掲示板」の掲載

令和4年3月22日

2022.3.15 No.218 ・令和4年度予算の概要 ・第125回組合会の結果 ・現物給与の価額の改正 ・保健事業のご案内①「つよい子になるぞキャンペーン」の終了 ②令和4年度保健事業の実施内容について ・健康コラム「急増する前立腺がん」

○ 「健保からのお知らせ」の掲載

令和4年3月28日

・令和4年3月分（令和4年4月納付分）からの保険料月額表
・令和4年度 人間ドック補助金請求書、がん検診補助金請求書

令和4年3月22日

・令和4年4月1日から現物給与の価額が変更されます

● 行事予定

○ 第158回理事会

・ 日 程 令和4年4月25日（月）
兵庫建設会館 201、202号室

○ 第126回組合会（組合会役員改選）

・ 日 程 令和4年5月31日（火）
兵庫建設会館 201、202、203号室



● 事業状況

区 分		令和4年3月分	令和3年3月分	前年同月比
		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数（件）		171	172	99.42%
被保険者数（人）	男	3,324	3,357	99.02%
	女	652	659	98.94%
	計 ①	3,976	4,016	99.00%
平均標準報酬月額（円）	男	403,786	396,450	101.85%
	女	260,537	253,357	102.83%
	計	380,296	372,970	101.96%
標準賞与額総計（累計・千円）		4,037,475	3,715,349	108.67%
被保険者1人当たり標準賞与額（累計・円）		1,015,462	925,137	109.76%
被扶養者数（人）	②	3,661	3,817	95.91%
扶養率（人）	② ÷ ①	0.92	0.95	96.88%

兵庫県建築健康保険組合の皆様へ

2022年6月1日配信開始!

スマートフォンで運動指導が受けられます!

運動アプリ(WEBGYM)でサポート(参加費無料)



約1500種類の
メニューを配信!



WEBGYM

- ・世界56万ダウンロード
- ・いつでも、どこでも、ジムを持ち歩ける
- ・隙間時間で運動可

なんと
いつでも
時短
でできる

特定保健指導専用の運動動画を用意

時短

わずか 5分/1回

動画で

わかりやすく運動指導

だから、続かなかった方もチャレンジしやすい!



実施機関・株式会社東急スポーツオアシス

TOKYU SPORTS
OASIS